

第1部の「計画の概要」では、計画策定の趣旨と基本理念、計画の性格及び役割、計画の期間等、計画の構成、計画の体系を示します。

第1部 計画の概要

1 計画策定の趣旨と基本理念

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）では、国及び地方公共団体並びに事業主は、平成17年度からの10年間、次世代育成支援対策について集中的かつ計画的な取組を推進することとされ、都道府県は、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定する必要があるとされています。

本県では、平成17年3月に、家庭が子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを安心して生み育てられ、また子どもたちが健やかに育つことができる社会環境を整備することを基本理念として、平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とした前期の栃木県次世代育成支援対策行動計画「とちぎ子育て支援プラン」（以下「前期行動計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

今般、前期行動計画の期間満了に伴い、これまでの実施状況の評価や新たな視点等を踏まえ、「栃木県次世代育成支援対策行動計画（後期）／とちぎ子育て支援プラン」（以下「後期行動計画」という。）を策定するものです。

この後期行動計画により、保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下で、子育ての意義について理解を深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう様々な施策を計画的に実施していきます。

2 計画の性格及び役割

本県の次世代育成支援対策を総合的に推進するための基本となる計画であり、その基本目標やこれを実現するための推進施策などを示します。

県はもとより、市町村をはじめ、家庭、学校等、地域社会、企業などが相互に連携、協力を図りながら社会全体で次世代育成支援対策を推進していくための指針となるものです。

次世代法第9条に基づく都道府県行動計画であり、県政の基本指針である「栃木県総合計画」の部門計画として位置づけます。

さらに、以下の計画等としても位置づけます。

「母子家庭及び寡婦自立促進計画」（母子及び寡婦福祉法第12条）

「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」（平成19年度厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

3 計画の期間等

本計画は、平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年次とする5か年計画です。

本計画に基づく施策の実施状況については、前期行動計画に引き続き、市町村等との連携の下で進行管理を行い、毎年度公表します。

本計画に基づく毎年度の具体的な県の施策については、前期行動計画に引き続き、毎年度示していきます。

4 計画の構成

本計画は、5部構成となっており、各部の構成は、次のとおりです。

第1部では、計画の概要として、計画策定の趣旨と基本理念、計画の性格及び役割、計画の期間等、計画の体系を示します。

第2部では、子どもを取り巻く現状として、各種のデータから、少子化の進行状況及び子育て環境づくりを進める上で影響が大きいと考えられる家庭環境、地域社会、仕事と子育ての両立の状況について、その特徴的な現状を示します。

第3部では、計画の基本方針として、第1部で示した基本理念を実現するため、第2部で明らかにした現状を踏まえ、3つの基本目標及び7つの施策展開の基本方向を示します。

第4部では、施策の展開として、第3部で示した7つの施策展開の基本方向に沿って、具体的な取組の内容等を示します。

第5部では、計画の推進体制として、各主体（家庭、学校等、地域社会、企業、行政）ごとに期待される役割及び県の推進体制を示します。

5 計画の体系

この計画の体系は、次のとおりです。

基本目標

- 1 子どもの権利と生命を尊重し慈しむ社会づくり
- 2 子育てを社会全体で支える環境づくり
- 3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

施策展開の基本方向

施策の展開

1 地域における子育ての支援	(1) 県民全体の子育て意識の醸成	少子化問題や子育て支援等に関する意識啓発 子どもの人権の尊重
	(2) 地域における子育て支援サービスの充実	県における推進体制の整備充実 市町村における推進体制の充実 子育て相談機能の充実 地域の相互援助活動等に対する支援
	(3) 保育サービスの充実	保育所の整備及び多機能化の促進 多様な保育サービスの充実等 保育所における質の向上の推進 幼稚園における子育て支援の促進 保育所・幼稚園・小学校相互の連携の促進 認可外保育施設に対する助成と適切な運営の確保 放課後児童対策の充実
	(4) 児童の健全な育成	身近な遊び場や居場所の整備充実 地域での体験活動の充実 食育の推進
2 母子の健康の確保及び増進	(1) 子どもと母親の健康の確保	安全な妊娠・出産の確保 健康診査・療育相談体制の充実 子どもの健康づくりの推進 発達障害児の早期発見・支援体制の確立
	(2) 思春期保健対策の充実	健康教育・相談の充実 学校など地域の関係機関との連携強化
	(3) 小児医療の充実	総合的な小児医療体制の整備 子どもに対する医療の給付
	(4) 不妊対策の充実	不妊や治療に関する相談・支援の充実
3 子どもの心身の健全な成長を支える教育環境等の整備	(1) 次代の親の育成	子育てに関する理解の促進 若年者の安定就労への支援
	(2) 学校等における教育環境等の整備	学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 児童・生徒指導、教育相談体制の充実 個性を生かし、多様な能力を育む学校教育の推進 幼児教育の充実 学校教育における負担の軽減
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	子育てや家庭教育に関する学習機会の充実 地域における指導者の養成 地域の教育力の向上
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良好な居住環境の整備	子育てに配慮したゆとりある住宅の整備 良好な住宅市街地等の整備
	(2) 安心して外出できる環境の整備	子育てにやさしいまちづくりの推進 安全安心のまちづくりの推進
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	(1) 働き方の見直し	労働時間短縮の促進 職業生活と家庭生活の両立に関する意識啓発の推進
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	子育てしやすい職場環境の整備促進 女性の再就職への支援 多様な働き方に対応した保育サービスの充実
6 子どもの安全の確保	(1) 総合的な交通安全対策の推進	総合的な交通安全対策の推進
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
7 援護を必要とする子育て家庭等への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実	児童相談所の体制の強化 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
	(2) 社会的養護体制の充実	家庭的養護の推進 施設機能の拡充 家庭支援機能等の強化 自立支援策の強化 人材育成のための取組の強化 子どもの権利擁護の強化
	(3) 障害児施策の充実	在宅障害児に対する支援 学校における障害のある児童等に対する教育的支援
7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1) 相談機能の充実	母子自立支援員による相談の実施 母子自立支援員等の資質の向上 支援施策等の情報提供の充実
	(2) 子育て・生活支援の充実	保育所の優先入所の促進等 放課後児童クラブの優先的利用の促進 母子生活支援施設への入所の支援等 公営住宅の優先入居の推進 母子家庭等日常生活支援事業の実施 子育て短期支援事業の促進 ひとり親家庭等生活支援事業の実施 養育支援訪問事業の促進
	(3) 就業支援対策の充実	母子自立支援プログラム策定事業の実施 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 能力開発の支援 公共職業安定所等との連携による就業支援 公共職業訓練の実施 就業機会創出のための支援 雇用に関する啓発・情報提供 母子福祉団体等に対する支援
	(4) 養育費確保に向けた支援	広報啓発活動の推進 相談体制等の充実
	(5) 経済的支援の充実	母子寡婦福祉資金の貸付 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭医療費対策事業の実施